

大和市告示第25号

大和市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱を次のように定める。

令和7年2月13日

大和市長 古谷田 力

大和市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の自立支援及び就業支援を促進するため、個々のひとり親家庭の状況及びニーズに対応した母子・父子自立支援プログラムを策定する事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に20歳に満たない児童を扶養しているもの）
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であって、将来において前号に該当することが見込まれるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者は、対象者としない。

(策定員)

第3条 事業を実施するため、大和市母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を置く。

- 2 策定員は、大和市母子・父子自立支援員をもって充てる。
- 3 策定員は、次に掲げる支援を行う。
 - (1) 事業の利用を希望する者（以下「相談者」という。）との面接の実施
 - (2) 大和市母子・父子自立支援プログラム（以下「自立支援プログラム」という。）の策定
 - (3) 自立支援プログラムに基づく支援及び状況の確認
 - (4) 関係機関との連携
- (5) 生活保護受給者等就労自立促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日付け職発0329第21号厚生労働省職業安定局長通知）及び生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日付け雇児発0329

第30号雇用均等・児童家庭局長及び社援発0329第77号同省社会・援護局長連名通知)に基づく事業をいう。以下同じ。)への移行に伴う業務

(6) その他市長が必要と認める支援

(利用の申請)

第4条 相談者は、大和市母子・父子自立支援プログラム策定申込書を市長に提出しなければならない。

(自立支援プログラムの策定等)

第5条 策定員は、相談者と面接し、生活及び子育ての状況、求職活動及び職業能力開発の取組状況、自立及び就業に向けた課題及び阻害要因等を確認の上、相談者とともに自立及び就業に向けた自立目標を設定し、自立支援プログラムを策定するものとする。

- 2 策定員は、自立支援プログラムの策定に当たっては、支援の内容について関係機関と連携を図るとともに、相談者に対して必要な情報を提供するものとする。
- 3 策定員は、当該対象者に対する支援の過程を自立支援プログラムに記録するものとする。

(自立支援プログラムに基づく支援)

第6条 自立支援プログラムに基づく支援において、策定員は、その期間中に2回以上の面接（電話、メール等によるものを除く。）を実施し、相談者の自立及び就業の状況等について適宜確認するとともに、必要に応じて自立支援プログラムの見直しその他の適切な措置を講じるものとする。

- 2 策定員は、前項の規定による確認により、公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業への移行が適当であると認めたときは、公共職業安定所と連携し、円滑な移行に努めるものとする。
- 3 策定員は、自立支援プログラムの策定前に支援を開始したとき、又は生活保護受給者等就労自立促進事業へ移行したときは、自立支援プログラムに記録の上、継続的な支援に対応できるよう体制を整えるものとする。
- 4 策定員は、自立支援プログラム策定に基づく支援により目標を達成した場合であっても、相談者からの相談があった場合には、継続して相談に応じる等当該目標を達成した後の状況を維持できるようにするための支援を実施するものとする。

(記録の管理等)

第7条 策定員は、事業において作成した記録を適正に管理し、及び保管し、相談者の秘密を保持しなければならない。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市母子・父子自立支援プログラム	第3条及び第5条
第2号様式	大和市母子・父子自立支プログラム策定申込書	第4条